

令和6年度（2024年度）北海道札幌東陵高等学校一般入学者選抜募集要項

北海道札幌東陵高等学校
〒007-8585 札幌市東区東苗穂10条1丁目2番21号
電話 011-791-5055 FAX011-791-5095

1 募集人員 全日制課程普通科 280名

2 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和6年（2024年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和6年（2024年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) その他、令和6年度（2024年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者

3 出願上の留意事項

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項（以下「市町村実施要項」という。）により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年1月19日（金）～令和6年1月24日（水） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30 （24日は12：00までとする。）

5 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、令和6年（2024年）3月31日に満18歳以上の者（平成18年（2006年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～カの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接本校の校長に提出すること。（成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、本校の校長が出願資格があると判断できるものであること。）

ア 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

イ 入学検定料

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

※一括貼付については、「令和6年度（2024年度）道立高等学校入学者選抜の手引」（以下「手引」という。）179、180ページによること。

ウ 写真

出願前3か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。

エ 住民票の写し

出願後において本校の校長から提出を求められた場合、保護者及び出願者について、令和6年（2024年）1月以降に交付を受けた住民票の写し（個人番号が記載されていないもの。保護者の間で住所が異なる場合は、それぞれの住民票の写し。）を提出すること。

オ 隣接学区等就学承認通知書

北海道立高等学校通学区域規則第4条第1項第2号又は第3号の規定により出願する者は、同条第3項の規定により交付を受けた隣接学区等就学承認通知書を提出すること。

カ 個人調査書

成人の出願者（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）のうち、中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 入学願書の記入等

ア 出願者が未成年の場合、「保護者等署名」の欄は、出願者に対して親権を行う者（親権を行う者がいない場合は未成年後見人）が署名すること。

イ 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に記入すること。

ウ 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。

エ 受検に際し、特別な配慮を希望する者については、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄の「有」を○で囲むこと。

(3) 受検票の交付

受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付する。交付期間は、令和6年（2024年）2月6日（月）から2月14日（水）までとする。

6 出願変更（一般の場合）

(1) 出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

(2) 出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年1月29日（月）～令和6年2月2日（金）	9：00～16：30 （2日は16：00までとする。）

(3) 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して本校の校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

(4) 受検票の交付

出願者に対し、令和6年（2024年）2月14日（水）までに受検票を交付する。

7 学力検査

(1) 検査期日

学力検査の期日は、令和6年（2024年）3月5日（火）とする。

(2) 検査教科及び配点

学力検査を行う教科は、国語、数学、社会、理科及び英語とし、配点は、各教科とも100点とする。

(3) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

8 面接

(1) 過年度卒業の出願者の全員について面接を行う。

(2) 面接は令和6年（2024年）3月5日（火）に行う。

(3) 面接の会場は、本校とする。

9 追検査

(1) 対象者

一般入学者選抜に出願し、学力検査（以下「本検査」という。）を、次の各項のいずれかにより受検できない者。

なお、本検査を一部でも受検した者は、原則として、追検査の対象とならない。

ア 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者

(2) 出願の手続

ア 出願者は、令和 6 年（2024 年）3 月 6 日（水）午後 4 時までに追検査受検願（別記様式 13）を中学校長を経由して、本校の校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校の校長に提出すること。

イ 令和 6 年（2024 年）3 月 7 日（木）正午までに追検査受検承認書（別記様式 14）を中学校長を経由して当該出願者に交付する。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付する。

(3) 学力検査の実施

学力検査の期日は、令和 6 年（2024 年）3 月 13 日（水）とする。

(4) 受検者の持参すべきもの

「7 学力検査」の(3)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

10 合格発表

令和 6 年（2024 年）3 月 18 日（月）午前 10 時に合格者の受検番号を発表（本校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知する。電話等の問い合わせには応じない。

11 合格者の追加

令和 6 年（2024 年）3 月 19 日（火）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までに追加した合格者の中学校長に対し、その旨を通知するとともに、当該合格者に対して直ちに合格の通知を行う。

12 第 2 次募集

(1) 第 2 次募集を行う場合

ア 合格者の数が募集人員に満たないとき。

イ 合格者のうちに入学意思のない者等が出たため、合格者の追加を行っても、なお入学予定者の数が募集人員に満たないとき。

(2) 募集人員の発表

令和 6 年（2024 年）3 月 21 日（木）午前 9 時に本校の職員玄関に掲示する。

13 学力検査の得点の情報提供

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

本校とする。

(3) 本人等の確認方法

ア 受検票、身分証明書等により、本人であることを確認する。

イ 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 22 条第 3 項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認する。

(4) 情報提供期間

令和 6 年（2024 年）3 月 19 日（火）から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日（土）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

(4)に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とする。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和 6 年 3 月 19 日（火）～令和 6 年 3 月 26 日（火） （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	9 : 00～15 : 00

※ この要項に記載のないものについては、「手引」による。